

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 事業整理損失引当金

新田山田水道事業及び東部地域水道事業の廃止に伴う損失見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

水道事業会計は、県央第一水道、新田山田水道、東部地域水道及び県央第二水道を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら4つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
県央第一水道	前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町への水道用水供給事業及びその附帯事業並びに水道用水に関する調査事業
新田山田水道	群馬東部水道企業団（給水区域：太田市、みどり市）への水道用水供給事業及びその附帯事業並びに水道用水に関する調査事業
東部地域水道	群馬東部水道企業団（給水区域：太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）への水道用水供給事業及びその附帯事業並びに水道用水に関する調査事業
県央第二水道	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町への水道用水供給事業及びその附帯事業並びに水道用水に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日）

(単位：円)

	県央第一水道	新田山田水道	東部地域水道	県央第二水道	合計
営業収益	2,336,498,364	848,679,712	964,808,208	2,073,606,373	6,223,592,657
営業費用	1,439,722,261	579,296,752	821,911,641	1,669,315,362	4,510,246,016
営業損益	896,776,103	269,382,960	142,896,567	404,291,011	1,713,346,641
経常損益	860,924,821	302,420,325	192,918,370	505,264,823	1,861,528,339
セグメント資産	27,232,338,722	1,343,493,336	5,149,486,111	35,359,211,296	69,084,529,465
セグメント負債	4,288,110,152	431,540,377	3,239,530,552	15,763,202,414	23,722,383,495
その他の項目					
減価償却費	629,047,502	246,734,869	367,546,747	977,672,543	2,221,001,661
特別利益	959,967	1,148,785,719	3,672,636,272	670,452	4,823,052,410
特別損失	—	6,358,629,917	9,610,136,038	—	15,968,765,955
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	444,923,936	180,276,891	5,885,000	370,005,127	1,001,090,954

(注) 1 水質検査センターの費用並びに本局の収益及び費用は、4水道に配分している。

(注) 2 水質検査センター及び本局の資産及び負債は、県央第一水道と県央第二水道に配分している。

III. 減損損失

当年度の末日において、以下の資産について減損損失を認識した。

1 減損損失を認識した固定資産

用 途	固定資産の種類	場 所
水道事業	新田山田水道 有形固定資産 (土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具器具及び備品) 無形固定資産 (水利権、ダム使用権、電話加入権、施設利用権)	みどり市ほか
	東部地域水道 有形固定資産 (土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品) 無形固定資産 (水利権、ダム使用権、電話加入権)	千代田町ほか

2 減損損失の認識に至った経緯

上記の新田山田水道及び東部地域水道の事業（以下「両事業」という）については、令和2年3月31日の営業の終了をもって廃止し翌4月1日に譲渡することにより、両事業に属する資産は令和2年度以降の収益に寄与しない資産になることが減損に該当すると認識したため、令和元年度末における両事業に属する固定資産の帳簿価格を減額し、当該減少額15,890,371,755円を減損損失として計上した。

3 減損損失の額及びその内訳

種 類	減損損失額 (円)		
	新田山田水道	東部地域水道	合 計
有 形 固 定 資 産	4,862,999,859	6,179,322,774	11,042,322,633
無 形 固 定 資 産	1,439,610,258	1,725,057,893	3,164,668,151
建 設 仮 勘 定	—	1,683,380,971	1,683,380,971
合 計	6,302,610,117	9,587,761,638	15,890,371,755

4 損失の補填

上記の損失については、当年度末における両事業に属する長期前受金を収益化して4,821,419,939円を特別利益に計上し、また、当年度末における両事業に属する資本剰余金の全額823,653,727円及び資本金の全額11,115,442,599円をその他未処分利益剰余金変動額に振り替えて補てんする。

IV. 重要な後発事象

両事業については、令和2年4月1日に群馬東部水道企業団に譲渡するため、令和元年度の末日の営業終了をもって廃止する。

V. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として111,295,051円を支給するため、退職給付引当金111,295,051円を使用した。